

## ○裁判所へ支払督促や強制執行の申立てを行います

自力執行権のない非強制徴収公債権(し尿処理手数料、幼稚園保育料等)及び私債権(市営住宅使用料等)について、裁判所への支払督促や強制執行の申立て等により債権回収を行っています。

## ○支払督促申立てとは

裁判所が債権者(市)からの申立てに基づき書類審査した後、債務者に対して金銭の支払いを命じる手続きです。債務者は裁判所から送付された支払督促の受領から2週間以内に裁判所へ異議を申し立てることができ、異議を申し立てた場合は訴訟へ移行します。

債務者が異議申立てをしなければ、市は裁判所に仮執行宣言の申立てを行います。債務者は裁判所から送付された仮執行宣言付支払督促の受領から2週間以内に裁判所へ異議を申し立てることができ、その場合も訴訟へ移行します。

債務者から異議申立てがなければ、裁判所を通して強制執行が可能となります。

## ○強制執行申立てとは

仮執行宣言付支払督促の受領から2週間経過し、確定判決と同一の効力を有した場合等に、裁判所を通して行う預貯金、保険、給与、売掛金等の差押の手続きです。

また、家賃滞納等により住宅の明渡し請求が行われた場合で、明渡しに応じない場合、裁判所を通して建物明渡し訴訟や即決和解の手続きによる判決や和解後、建物明渡しの強制執行申立てを行う場合もあります。